

2 同和問題について

2015(平成 27)年調査にみる同和問題に対する市民意識

はじめに

本調査が実施された 2015(平成 27)年は、人権教育・啓発推進法の施行(2000(平成 12)年 12 月)から 15 年、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)が法期限(2002(平成 14)年 3 月)を迎えてから 13 年目にあたる。こうした経過の中で、市民の同和問題に対する意識はどのように変化し、また、現在どのような地点にあるのだろうか。本章では、こうした視点からデータを検討する。

ところで、変化をとらえる主な方法は 2 つある。一つが「経年比較」である。堺市が実施してきた 2005(平成 17)、2010(平成 22)、2015(平成 27)年の調査には、共通する設問が多く含まれており、市民意識の推移を追うことができる。

もう一つは、質問ごとの「年代別比較」である。同和对策事業特別措置法(1969(昭和 44)年)から地対財特法の失効(2002(平成 14)年)までの 33 年間は、一連の「特別法」の下で同和教育が推進され、この間に学校(とくに小中学校)に在籍した年代は、学校で同和問題について学んだ経験が他の年代よりも充実していたと考えられる。【表 1】は、2015(平成 27)年における各年代の生年、1969(昭和 44)・2002(平成 14)年時点での年齢等を示したものであるが、例えば「30 歳代」「40 歳代」は全員がこの期間内に小学校に入学し中学校を卒業しているから、学校における同和教育との接触機会が最も多い世代だと仮定できる。しかし、「20 歳代」がこの期間に小中学校に在籍したのは、1~9 年間と幅があり、「20 歳未満」では全員が法期限後に小学校入学となる。年代別によって回答を比較すれば、学校での教育経験の違いや、法期限後の変化を検討することができる考えた。

表 1 年代別の同和教育経験

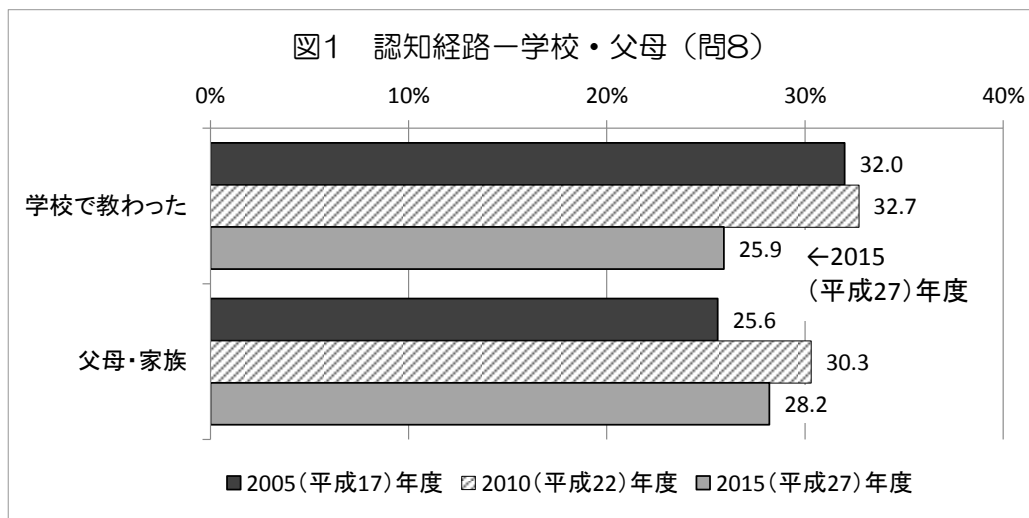
	生年	1969 年	2002 年	小学校入学	中学校入学	1969-2002 に小・中に在籍したか
20 歳未満	1996 年以降		6 歳以下	2002 年以降	2008 年以降	なし
20 歳代	1986~1995 年		7~16 歳	1992~2001 年	1998~2007 年	中 3 まで~小 1 だけ
30 歳代	1976~1985 年		17~26 歳	1982~1991 年	1988~1997 年	あり
40 歳代	1966~1975 年	3 歳未満	27~36 歳	1972~1981 年	1978~1987 年	あり
50 歳代	1956~1965 年	4~13 歳	37~46 歳	1962~1971 年	1968~1977 年	中 2 から~小 1 から
60 歳代	1946~1955 年	14~23 歳	47~56 歳	1952~1961 年	1958~1967 年	なし~中 3 だけ
70 歳以上	1945 年以前	24 歳以上	57 歳以上	1951 年以前	1957 年以前	なし

また、とくに結婚差別や土地差別に焦点をあてつつ、現在の社会における差別・排除が、どのような論理によって強化されているのか(市場主義、あるいは競争志向の社会の中で)、という点についても若干の考察を加えたい。

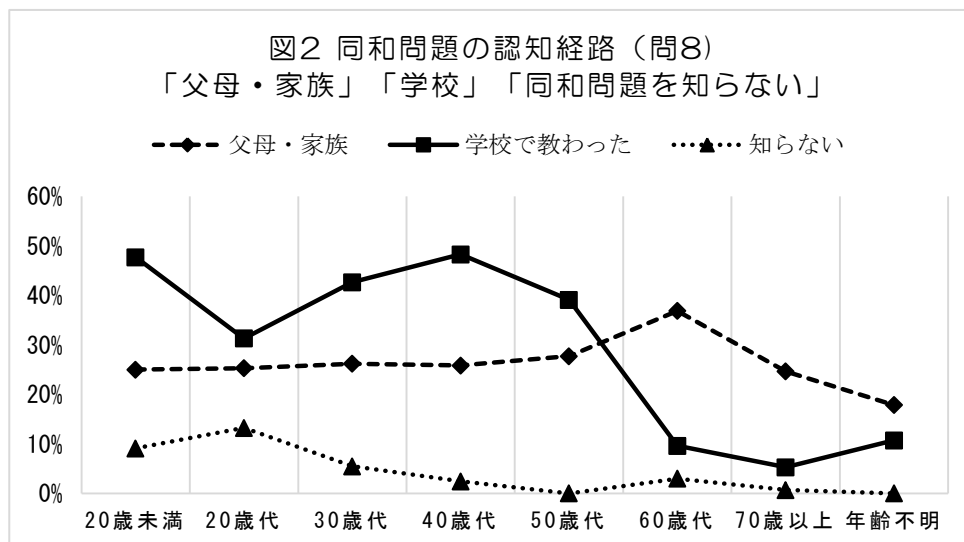
1. 同和問題の最初の認知経路に「学校」をあげる割合は「40 歳代」をピークに若い年代で減っていたが、再び「20 歳未満」で増える。一方、同和問題を知らない者も若い年代で若干増える。

同和問題の認知経路【問8】

・「同和問題や同和地区の認知経路」の経年比較（p.153 参照）では、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年、2015（平成 27）年での回答傾向はそれほど大きく変わらず、最も多いのは「父母や家族から」「学校で教わった」である。但し、この 2 つのみの変化を見ると、「学校で教わった」が前回調査より 6.8 ポイント減少したことが目立つ。（図 1）



- ・「父母・家族」「学校で教わった」「同和問題を知らない」と回答した割合を年代別に比較した（図 2）。すると、「学校で教わった」の割合は「40 歳代」の 5 割弱をピークに、「30 歳代」「20 歳代」とだんだん低くなるものの、「20 歳未満」では再び 5 割弱に戻っている。（「20 歳未満」の回答者は 44 人と少数だが、信頼区間を考慮しても、「20 歳代」より「学校で教わった」をあげた割合は高い）
- ・「父母・家族」の割合は「50 歳代」より若い世代ではあまり差がなく、「同和問題を知らない」が「20 歳代」と「20 歳未満」でやや高い。

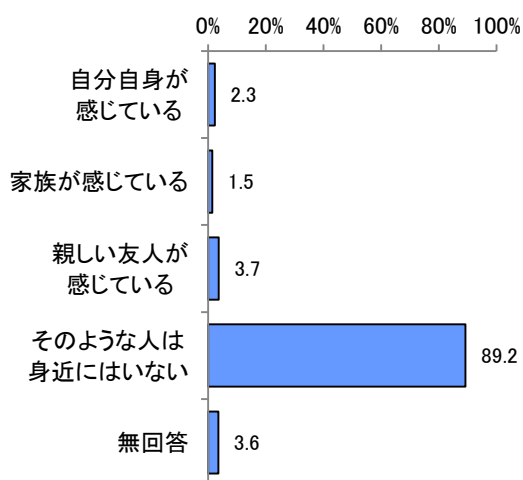


2. マイノリティとの直接の出会いや、差別的言動を見聞する経験がないが、「差別はある」と認識している人が約半数。

「あなた・家族・親しい友人に人権問題（同和問題）で暮らしにくさを感じている人はいるか」 【問 3】

・「あなた、もしくはあなたの家族や親しい友人に、次の人権問題（同和問題）で暮らしにくさを感じている人はいるか」という問いに対しては、約9割が「そのような人は身近にはいない」と回答している。（図 3）

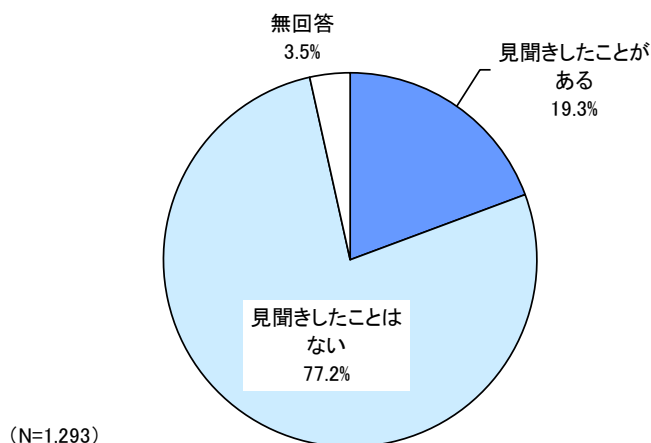
図 3 (N=1,293) ア. 同和問題



同和地区の人々に対する差別的な言動や落書きを見聞きした経験【問 15】

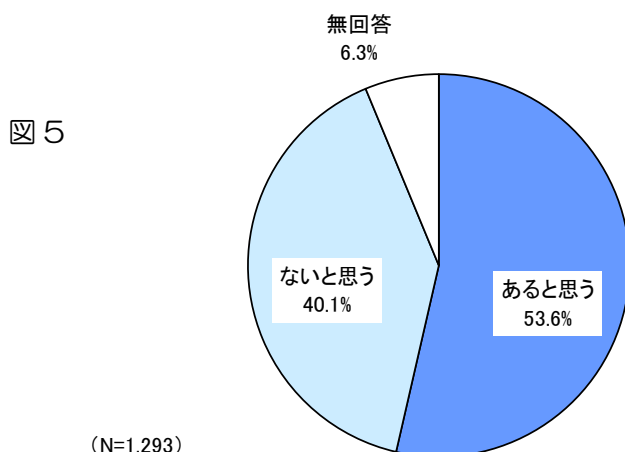
・差別的な言動・落書きを見聞きした経験についても、「見聞きしたことがない」が8割弱となった。（図 4）
・ちなみに「見聞きしたことがない」割合は、「50 歳代」以上で7割代半ば、「20～40 歳代」で8割前後、「20 歳未満」で9割弱であるから、若い年代ほど多い。（p. 53 参照）

図 4



同和地区・同和地区の人々に対する差別があると思うか【問7】

- ・しかし、「同和地区・同和地区の人々に対する差別があると思うか」との問いには、「ある」が過半数となる。直接の出会いや、差別的言動に接触していなくても、差別の存在を認識する人が半数を超える。(図5)



- ・表2で年代別に比較すると、「ある」と答えた割合は、「40歳代」「50歳代」で6割を超えて高く、学習経験の別では、ある者のほうが、「覚えていない」「受けたことはない」より高い。なお、誤解なきよう付記するが、学習によって同和問題を知り、部落差別の存在を認識することは重要であり、そのうえで、「差別に抗する」「差別しない」態度を身に着けることが大切である。この点はのちに考察する。

表2 年代別・学習経験別「差別があると思うか」

			あると思う	ないと思う	回答なし
年 代	20歳未満	n=44	40.9	56.8	2.3
	20歳代	n=83	47.0	51.8	1.2
	30歳代	n=164	58.5	39.0	2.4
	40歳代	n=205	63.9	31.2	4.9
	50歳代	n=184	61.4	33.2	5.4
	60歳代	n=301	55.8	38.5	5.6
	70歳以上	n=284	41.2	48.9	9.9
学 習 経 験	小学校	n=510	63.3%	33.7%	2.9%
	中学校	n=434	61.8%	35.7%	2.5%
	高校	n=246	61.0%	36.2%	2.8%
	大学	n=99	62.6%	32.3%	5.1%
	職場研修	n=232	65.1%	30.2%	4.7%
	自治体の講演会等	n=76	61.8%	30.3%	7.9%
	市民団体の講演会等	n=72	56.9%	34.7%	8.3%
	その他	n=25	60.0%	32.0%	8.0%
	覚えていない	n=316	46.2%	47.8%	6.0%
	受けたことはない	n=131	43.5%	47.3%	9.2%

3. 就職・結婚・住宅の3場面とも、差別が「ある」と認識する人の割合は経年で減少。ただし、就職と結婚では、「ない」も減少し、「わからない」も増えている。

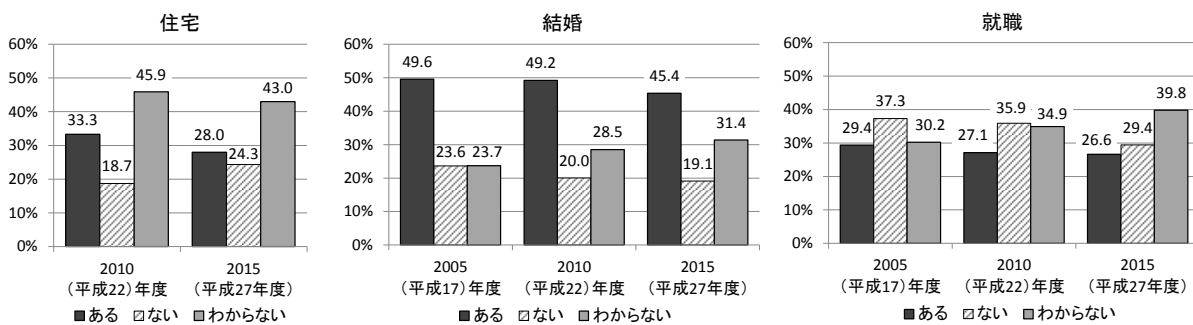
就職・結婚・住宅の購入や引っ越しに際して、部落差別があると思うか【問9】

・問7は、2005（平成17）・2010（平成22）・2015（平成27）年調査で、若干言い回しが異なり、厳密には経年比較ができない。そこで問9によって、差別に対する認識を、経年で比較する。問9では「就職」「結婚」「住宅（土地）」の3つについて、部落差別があると思うかを聞いている。「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」を合算して「ある」に集約し、「ほとんど差別はない」「差別はない」を合算して「ない」に集約して比較すると、「ある」の割合は、以下の順に多い。

1. 結婚（45.4%）
2. 住宅（28.0%）
3. 就職（26.6%）

・「ある」「ない」「わからない」の割合を経年比較すると（図6）、すべてにおいて「ある」は減少しているものの、「結婚」「就職」では「ない」も減少し、代わりに「わからない」が増加していることが気になる。また、「わからない」は「住宅」で最も高く、4割を超える。

図6 部落差別があると思うか（問9経年比較）



住宅は、差別「ある」が減り「ない」が増える

結婚・就職は、「ある」も「ない」も減る（実は「わからない」が増えている）

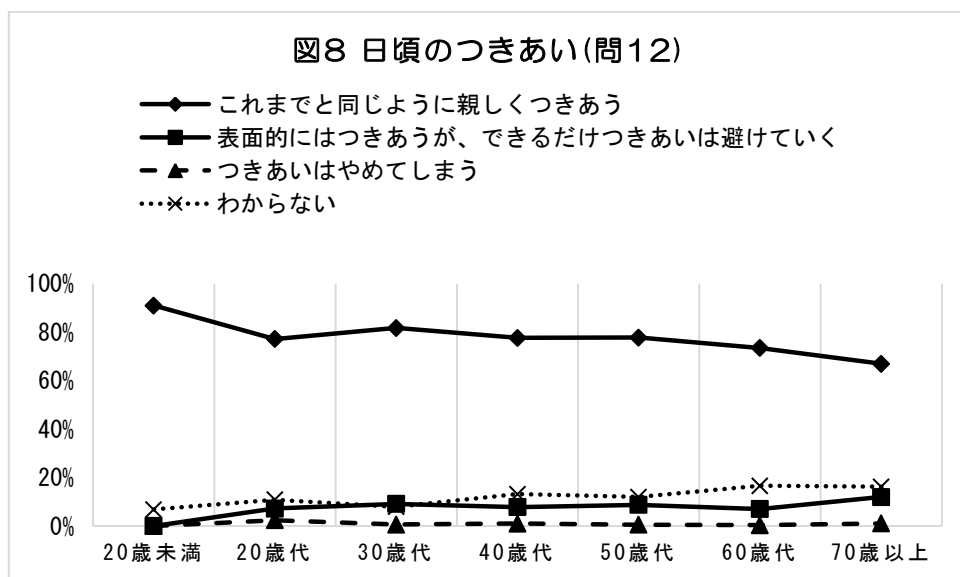
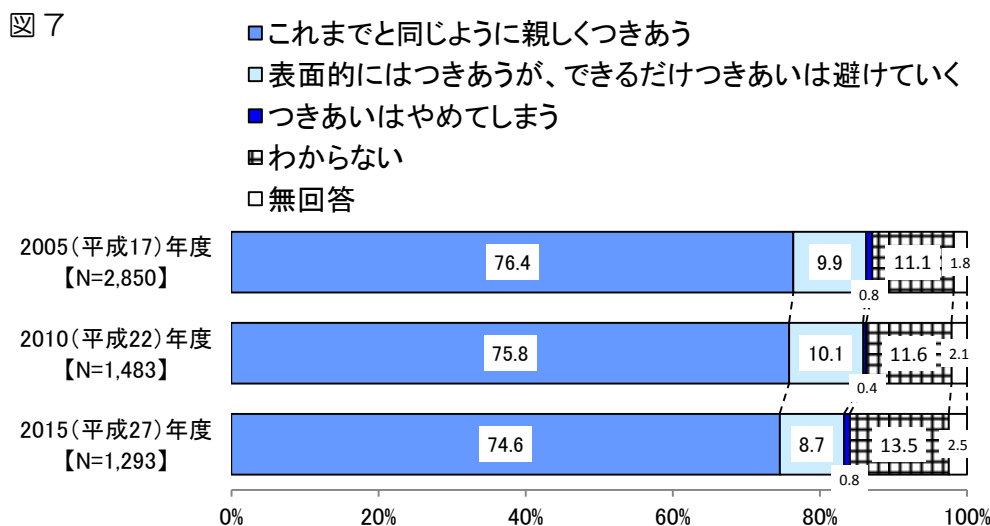
・なお年代別に比較すると、少数事例ながら「20歳未満」が「就職」「住宅」について「わからない」と答えた割合がやや高い。（p. 36-37）

4. 「日頃のつきあい」「子どもの結婚」「住宅の購入や賃貸」については、特に「結婚」「住宅」で、差別的な回答も、反差別的な回答もやや減少し、「わからない」が増加している。

ところで、「差別があると思うか」（認識）と聞くことと、「あなた自身に差別意識があるか、どんな行動をとるか」（意識・態度）を聞くこととは、別の次元の質問である。これまで「認識」にかかる設問を検討したので、今度は、「意識・態度」について、「日頃のつきあい」「子どもの結婚」「住宅の購入や賃貸」の3場面を想定した設問に焦点をあてて検討したい。

日頃のつきあい：日ごろから親しくつきあっている人が同和地区出身者であった場合【問 12】

- ・「これまでと同じように親しくつきあう」が74.6%。経年比較でもほとんど変化がない。(図7)
- ・年代別比較では、「これまでと同じように親しくつきあう」割合は、「20～50歳代」で8割前後、「20歳未満」では9割である。(図8)



結婚：（子どもがいると仮定して）子どもの結婚相手が同和地区出身者である場合一親としての態度【問 11①】

- ・「頭から・・・反対」「迷いながら・・・反対」を合算した「反対」は 20.4%、「迷いながら・・・賛成」と「ためらうことなくことなく賛成」を合算した「賛成」は、39.5%。
- ・経年比較では、2010（平成 22）年より、「反対」も「賛成」も減少し、「わからない」が増えている。（図 9）
- ・年代別では、「50 歳代」と「20 歳未満」の反対が少ない。「20 歳未満」は賛成が 5 割と断然高い。（図 10）

図 9

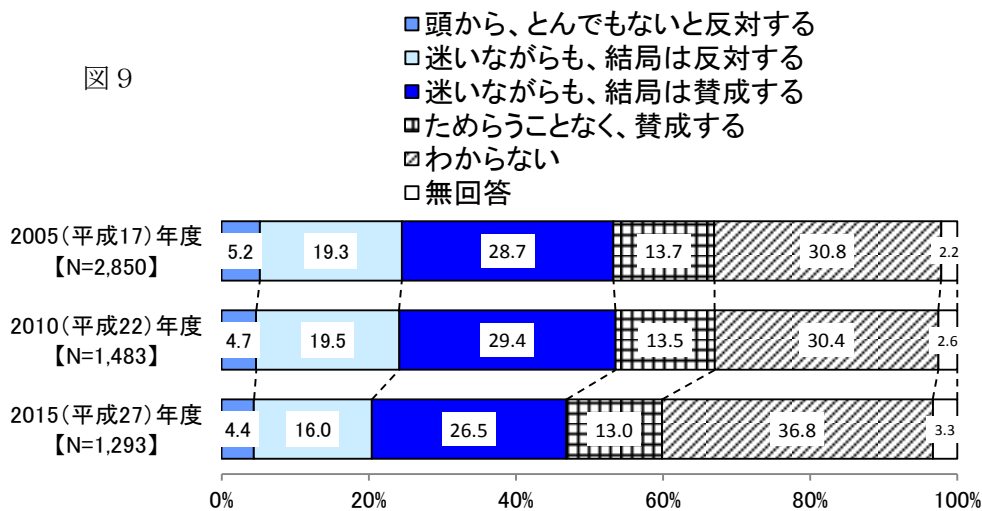
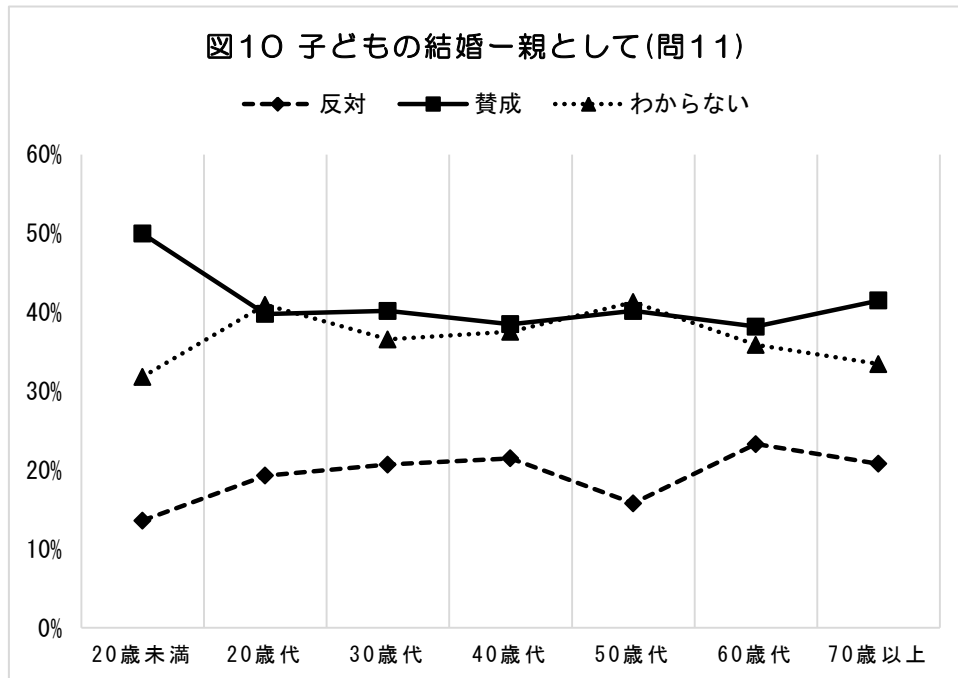


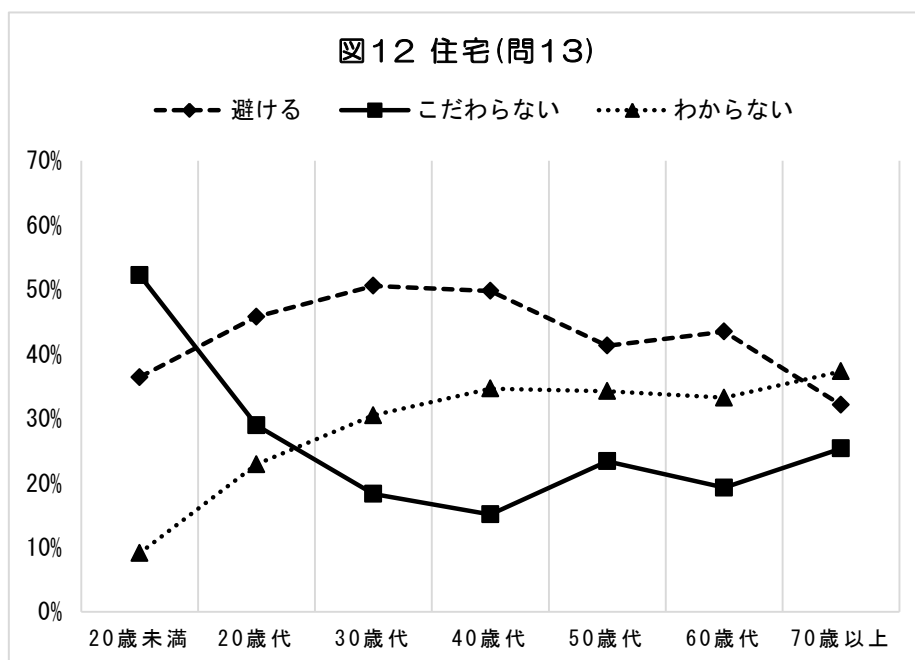
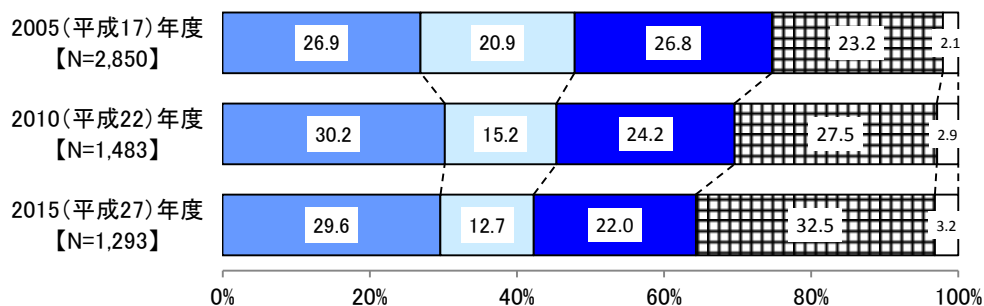
図 10 子どもの結婚一親として(問 11)



住宅：住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件、もしくは小中学校校区に同和地区がある物件だった場合【問13】

- ・「わからない」(32.5%) が最も多い。「同和地区・同じ小中学校校区とも避ける」と「同和地区のみは避ける」を合算して「避ける」割合は4割を超える。「いずれにあってもこだわらない」は22.0%。
- ・経年比較では(図11)、「避ける」は徐々に減少しているが、「こだわらない」も減少し、「わからない」が増えている。(2010(平成22)年より5ポイント上昇)
- ・年代別に比較すると、「避ける」が最も多いのは「30・40」歳代。だが、それより若い年代層では、「避ける」も「わからない」も減り、「20歳未満」では「こだわらない」が逆転して5割を超える。(図12)

図11 ■同和地区や同じ小中学校校区にある物件は避けると思う
□同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校校区にある物件は避けないと思う
■いずれにあってもこだわらないと思う
▣わからない
□無回答



5. 同和地区出身者と子どもの結婚に、親として（自分自身として）賛成する者は約4割。だが身近な親類が賛成すると回答したのは23.5%にとどまる。

結婚に対する態度の比較—自分自身（親として）の態度・親戚の態度【問11①②】

- ・親として（自分自身として）子どもの結婚に「賛成」するのは約4割だが、身近な親戚が「賛成」と考えている者は2割強である。また、親として「反対」は約2割だが、親戚では3割を超える。（図13）
- ・「親戚の態度」の別に、「親として（自分自身）の態度」を賛成・反対によってまとめると、表3となる。

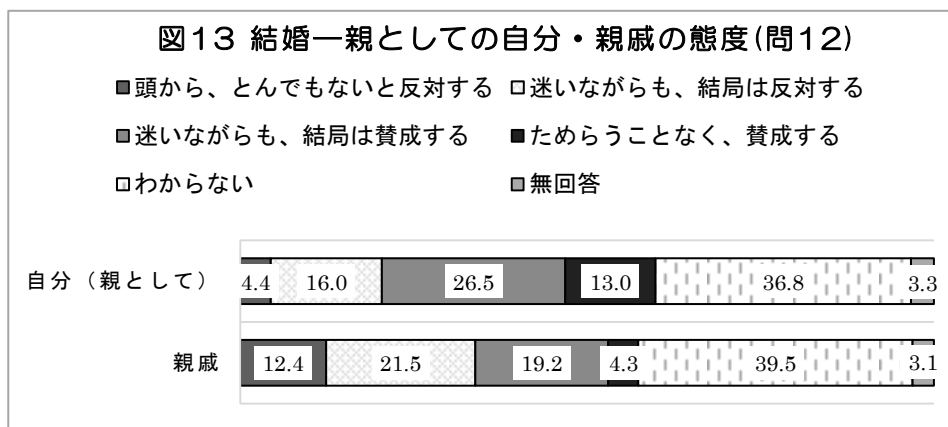


表4は、これをもとに親戚と自分の態度の一致やちがいを、マトリクスにしたものである。（表4）

- ◆親戚と自分の態度が同じで、双方とも「反対」なら「一致(-)」、双方とも「賛成」なら「一致(+)」。
- ◆親戚がと自分の態度が異なり、親戚が「反対」だが、自分が「賛成」なら「非同調型(+)」。（理論的には親戚「賛成」・自分「反対」もありえるが、実際には、こういう人はいなかった）
- ◆親戚の態度は「わからない」が、自分として結婚に対する賛否を表明している場合、「反対」を「親戚不明・自己決定(-)」とし、「賛成」なら「親戚不明・自己決定(+)」とした。
- ◆そもそも親類の態度に関わらず、自分は「わからない」者は、「親戚の態度に関わらず、自分は『わからない』」とした。

表3 親戚の態度×親としての（自分の）態度

			親としての態度			
			反対	賛成	わからない	回答なし
親戚の 態度	反対	n=438	233 53.2%	99 22.6%	105 24.0%	1 0.2%
	賛成	n=304	0 0.0%	280 92.1%	22 7.2%	2 0.7%
	わからない	n=511	31 6.1%	131 25.6%	346 67.7%	3 0.6%
	回答なし	n=40	0 0.0%	0 0.0%	3 7.5%	37 92.5%
合計		n=1293	264 20.4%	510 39.4%	476 36.8%	43 3.3%

表 4 親戚の態度×親としての（自分の）態度(マトリックス)

		親としての態度			
		反対	賛成	わからない	回答なし
親類 の 態度	反対	一致(-)	非同調(+)	親戚の態度 に関わらず、 自分はわか らない	不明
	賛成		一致(+)		
	わからない	親戚不明・ 自己決定(-)	親戚不明・ 自己決定(+)		
	回答なし				

- ・すると、表 5 のとおり、自分も親戚も結婚に反対する「一致(-)」、自分も親戚も賛成する「一致(+)」は、どちらも約 2 割である。
- ・親類が反対でも、自分は賛成するという、「非同調 (+)」(7.7%)、親類はわからないが、自分は賛成する「自己決定(+)」(10.1%) を合わせると 2 割弱ある。これらは親戚（周囲）の態度が消極的でも、それに同調しない者である。

表 5

	実数	%
一致(-)	233	18.0
一致(+)	280	21.7
非同調(+)	99	7.7
親戚不明・自己決定(-)	31	2.4
親戚不明・自己決定(+)	131	10.1
親戚の態度に関わらず自分はわからない	476	36.8
回答なし	43	3.3
合計	1293	100.0

6. 結婚については、「差別がある」と認識しつつ、「差別をしない」（親として結婚に賛成する）者が、「結婚に反対」を上回る。一方、土地（住宅）については、「差別がある／ない」の認識に関わらず、同和地区や同じ校区の物件を避けるという回答が多い。

「認識」と「意識・態度」の関係をみる—結婚・住宅について【問9】・【問11・13】

冒頭でのべたとおり、学習によって同和問題を知り、部落差別の存在を認識することは重要であるから、「差別がある」と認識している人の割合じたいが問題なのではなく、差別を認識しながら「自分は差別に加担せず、差別に反対する」という態度を身に着けている人がどれくらいいるのか、ということが重要である。

同和問題については、結婚と住宅（土地）について、「差別があると思うか」（認識）という質問と、「差別をするのか、しないか」（意識・態度）を問う両方の設問があったので、その関係を見てみたい。

結婚差別が「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に、「子どもの結婚に対する、自分自身の親としての態度」を表にすると表6・7になる。（表7は「頭からとんでもないと反対」「迷いながらも結局は反対」を合算して「反対」、「迷いながらも結局は賛成」「ためらうことなく賛成」を合算して「賛成」とし、割合を示した）

住宅（土地）に対する差別が「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に、「同和地区や同じ校区にある物件を避けるかどうか」を集計したのが表8・9である。（表9は「同和地区・同じ校区にある物件とも避ける」「地区は避けるが校区は避けない」を合算して「避ける」とし、「いずれにあってもこだわらない」とあわせて示したものである）

- ・「差別がある」と認識している者が、「ない」と認識している者より、差別的な回答が多くなるのは、不思議ではないだろう（「ある」と思っているから、差別・排除する）。但し、結婚においては、「差別がある」と認識しながら、「自分自身は差別をしない」（結婚に賛成する）という者が、結婚に反対する者を上回っている。
- ・ところが、これに対して、住宅（土地）への態度は、「差別はない」と認識している者にも、「避ける」が5割弱あり、認識のいかんに関わらず、「避ける」という回答のほうが圧倒的に多いことが注意をひく。

表6 結婚①

		頭からとんでもないと 反対	迷いながらも 結局は反対	迷いながらも 結局は賛成	ためらうこ となく賛成	わからない	回答なし
結婚差別がある	n=587	7.8%	22.7%	28.3%	9.4%	30.8%	1.0%
結婚差別がない	n=248	2.0%	10.5%	37.5%	22.6%	26.6%	0.8%
わからない	n=406	1.2%	11.6%	19.7%	13.5%	53.2%	0.7%
回答なし	n=52	1.9%	1.9%	5.8%	3.8%	25.0%	61.5%
全体	n=1293	4.4%	16.0%	26.5%	13.0%	36.8%	3.3%

表7 結婚②

	親としての態度	
	反対	賛成
結婚差別がある	30.5%	37.7%
結婚差別がない	12.5%	60.1%
わからない	12.8%	33.2%
回答なし	3.8%	9.6%
全体	20.4%	39.5%

表8 住宅①

		同和地区・ 同じ校区に ある物件と も避ける	地区は避け るが校区は 避けないと 思う	いずれにあ ってもこだ わらないと 思う	わからない	回答なし
土地差別がある	n=363	40.2%	12.9%	18.2%	27.0%	1.7%
土地差別がない	n=315	29.5%	17.8%	25.7%	24.8%	2.2%
わからない	n=556	23.0%	9.9%	23.0%	41.4%	2.7%
回答なし	n=59	27.1%	10.2%	16.9%	23.7%	22.0%
全体	n=1293	29.6%	12.7%	22.0%	32.5%	3.2%

表9 住宅②

	避ける	こだわ らない
土地差別がある	53.1%	18.2%
土地差別がない	47.3%	25.7%
わからない	32.9%	23.0%
回答なし	37.3%	16.9%
全体	42.3%	22.0%

校区を避ける論理【問 14】

- ・差別がある／ない、という認識のいかんに関わらず、住宅（土地）を回避するのは、なぜなのか。同和地区や同じ校区の物件を「避ける」と答えた 547 名に、理由をたずねると「こわいイメージ」と「周りから避けた方が良くといわれる」がそれぞれ 3 割を超え、「自分も出身者と思われるから」が 25% 程度ある。(p. 50)
- ・なお、問 14 に対する回答では「その他」も約 2 割あり、かなり多い。その他を選んだ者には、その理由を記入する欄が設けられていたので、その内容を下記に整理して示した（同様の意見が複数ある場合はカッコ内にその件数を示す）。偏見や一方的なイメージに基づく回答のほかに、住宅や土地の市場価値を理由にあげるもの、学校に関わる事から等もまとまっている。

●偏見・イメージ

治安が悪い(3)	トラブルにあったら困る(3)	考え方が違う、独自の考えがある(4)
柄が悪い	品がない	見た目が怖い人が多い
荒れている	子どもの頃怖い思い	被害者意識が強く面倒臭そう
考えられない	関わりたくない	態度が変わる
同和の人がそういうイメージを作っている		
差別に対して過敏すぎる反応をする人がいる		

●資産

地価、資産評価、採算価値、売却に影響(11)

●立地条件等

工場が近い 住みにくい土地にある

不動産としての価値を問題にしている
意見とみることもできる

●学校

小中が荒れている(2) 小中学校の子どもがいれば交友関係に問題

ネットで調査・評価されている学校の質も良くない

偏った教育を受ける可能性が高い

知人が区内中学校に通学し、宿題が出ない・保護者の配布物にルビ等、地区への配慮があり独特だと思った学校の対応で考える

●逆差別

逆差別がある(3)

差別を逆手に取っている

●差別を避ける

子どもが差別されないか心配(2) 差別を受けるかもしれない(2) いじめにあうかもしれない
登記に残る 同じように優遇されていると思われたくない

●「無難な選択」

あえて選ばない(3)

どうなるか分からない所を選ぶ必要はない

できるかぎり心配事は少ないほうがよい

●認知経路を書いていると思われる記述

近くに住んでいて／育って知った(6)

友人がいる(2)

友人から(2)

仕事を通じて(2)

本(2)

職場研修で

昔から

授業で

堺市広報

●その他

何となく(5)

そもそもそういった住宅は部外者は借りられない

実際に買おうとして反対された

昔、親が戸籍の住所を変更しようとしたら役所の方に「本当にいいのか」と言われた事がある

自分自身が出身者で小学生の頃に地域の話や運動で知った

何となく避けたい、という気が起きる。これは小学校の授業で教師が上手く伝えられなかったことにあると思う

7. 「差別がある」と認識しているが、「差別をしない」意識・態度には、複数の場での教育・啓発との接触経験が関連すると考えられる。

「認識」・「意識・態度」と教育・啓発の関係をみる―【問 44】

「結婚差別がある」と認識しながら、「自分は差別をしない」という意識・態度を持つ人は、どのような教育・啓発との接触が多いのだろうか。

- ・「結婚差別がある」（問 9 イ）と認識したうえで、親として「結婚に賛成」または「反対」を選択した者（問 11 ①）の別に、参加したことのある教育啓発（問 44）を示した（表 10）。差別を認識していながら、差別に反対する者は、学校や、職場・自治体の研修会等をあげるものがやや多い。（なお小学校では、それほど差がないが、中学、高校で学んだものは、小学校でも学んだ可能性が高く、学習の「積み重ね」の影響もあって、中学・高校での学習経験の割合で、差が出るのかもしれない）
- ・「結婚差別がある」と認識しながら、結婚に「賛成」した者、「結婚差別がない」と認識しながら結婚に「賛成」した者を比較すると（表 11）、前者では、学校での学習経験をより多くあげているものが多い。

表 10 「差別がある」と認識したうえで、結婚に「賛成」する者・「反対」する者の教育・啓発との接触経験

	小学校	中学校	高校	大学	職場の研修	自治体の講演会等	市民団体等の講演会等	その他	はっきりと覚えていない	受けたことはない	回答なし
結婚差別がある ⇒ 賛成 n=221	45.2%	41.2%	25.3%	10.0%	25.8%	9.0%	7.2%	3.2%	17.2%	7.7%	1.8%
結婚差別がある ⇒ 反対 n=179	43.0%	31.8%	20.1%	6.1%	15.1%	3.9%	5.0%	2.8%	22.9%	11.2%	2.2%

表 11 「差別がある」と認識し結婚に「賛成」する者・「差別がない」と認識し「賛成」する者の教育・啓発との接触経験

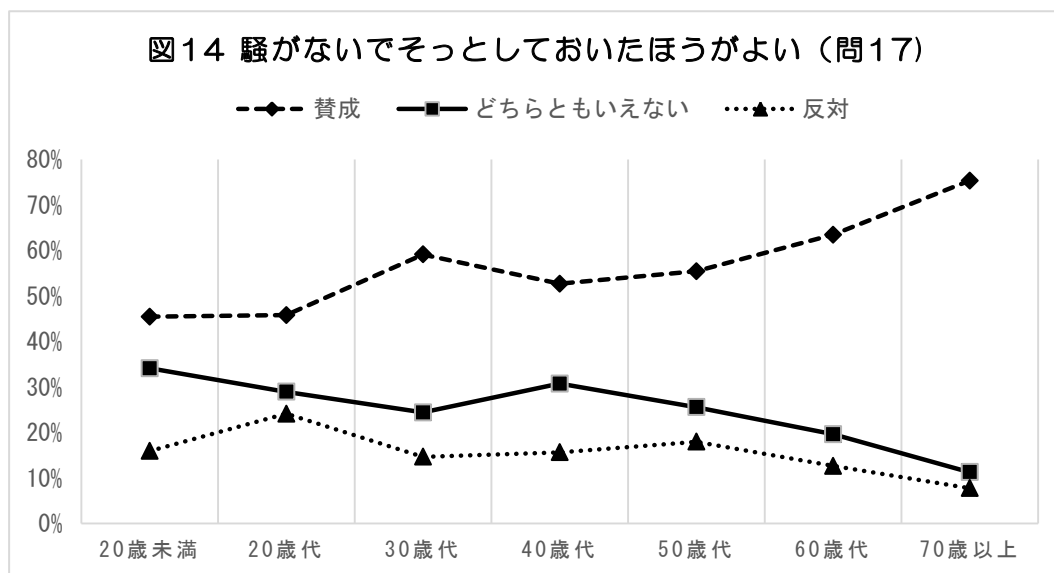
	小学校	中学校	高校	大学	職場の研修	自治体の講演会等	市民団体等の講演会等	その他	はっきりと覚えていない	受けたことはない	回答なし
結婚差別がある ⇒ 賛成 n=221	45.2%	41.2%	25.3%	10.0%	25.8%	9.0%	7.2%	3.2%	17.2%	7.7%	1.8%
結婚差別がない ⇒ 賛成 n=57	38.3%	40.3%	17.4%	7.4%	24.2%	4.7%	8.7%	1.3%	22.1%	13.4%	1.3%

8. 「寝た子を起こすな」論に対する「賛成」意見が6割。若い年代層では「反対」が多くなっているが、「どちらともいえない」も増えている。「寝た子を起こすな」に賛成するほうが、「結婚」の場面での、差別的な回答が多くなる。

「寝た子を起こすな」について【問17ア】

ところで、本調査では、いわゆる「寝た子を起こすな」論への「賛成」が多いことが気になった。「差別、差別と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」（問17ア）に対して、「賛成」（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合算）は60.8%もあり、「どちらともいえない」が22.1%、「反対」（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合算）は13.7%である。（p.56参照）

- ・年齢別にみると、「賛成」は「30歳代」でやや高いが、おおむね、年代が低いほど、少なくなる。一方で、はっきりと「反対」するよりも、「どちらともいえない」という者が多く、だんだん増えている。



- ・「差別、差別と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」に「賛成」「どちらともいえない」「反対」の別に、結婚・住宅（土地）に対する態度を見ると、表12・13となる。
- ・結婚（親としての態度）を見ると（表12）、「寝た子を起こすな」という考えに「賛成」する者は、結婚に対して「反対」する割合が高い。
- ・但し、住宅（土地）については、「寝た子を起こすな」との関係はあまりはっきりしない。（表13）

表 12

結婚（親として）			反対	賛成	わからない	回答なし
そっとしておいた方がよい	賛成	n=785	24.5%	39.6%	33.4%	2.5%
	どちらともいえない	n=286	15.0%	35.7%	47.9%	1.4%
	反対	n=177	13.6%	48.6%	34.5%	3.4%

表 13

住宅（土地）			地区・同じ校区にある物件は避けると思う	地区は避けるが校区は避けたいと思う	いずれにあってもこだわらないと思う	わからない	回答なし
そっとしておいた方がよい	賛成	n=785	32.0%	13.4%	23.6%	30.2%	0.9%
	どちらともいえない	n=286	31.1%	10.1%	17.5%	40.2%	1.0%
	反対	n=177	23.2%	15.3%	26.6%	33.3%	1.7%

9. 「能力主義」「徳目主義」と差別的態度との間には相関がある。

問1では「人権についての11の意見」を示し、それに対する賛成～反対を4件法（そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらかといえばそう思わない、そう思わないから1択）によってきいた。人権問題の解決についての法の必要性や、行政責任について述べた意見もあれば、「がまん」や「思いやり」など私的 effort で解決することを支持するような意見も含まれる。その結果は p.12 に示されたとおりである。

「賛成」（そう思う・どちらかといえばそう思う）が多かったもの、「反対」（どちらかといえばそう思わない、そう思わない）の割合を比較すると、表14のようになる。「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」には「反対」が86.4%となり、人権問題＝他人事だという考えを拒否する人が大半であるが、「思いやり」による「私的」解決に賛成する者が7割ある一方、差別を禁止する法への支持は半数を割っていることも注意をひく。

表14

肯定が多い	賛成%	Keywords
権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている	79.9	がまん
思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決する	69.1	思いやり
競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない	66.9	能力主義
学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	63.2	義務
差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	54.6	被差別者帰責
個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ	51.1	個人より集団

賛成・反対が同割合	賛否同%	Keywords
人権問題を解決する責任は、まず行政にある	48.1	行政責任

反対が多い	反対%	Keywords
人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	86.4	他人事ではない
介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	57.8	温情主義反対
差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ	55.8	差別禁止法は不要
社会的弱者が優遇されるのは、一般の人のがんばりが認められないので問題がある	64.5	弱者へ特別な支援が必要

さらに回答者の傾向をより明確に把握するため、これら11項目について、探索的に因子分析を行った。因子分析とは、複数の変量の背景にある、いくつかの共通因子を探り出す手法である。その結果が表15である（固有値1以上の3つの因子を抽出）。第一因子に「能力主義志向因子」、第二因子を「徳目主義志向因子」、第三因子を「公的解決志向因子」と名付けたⁱ。

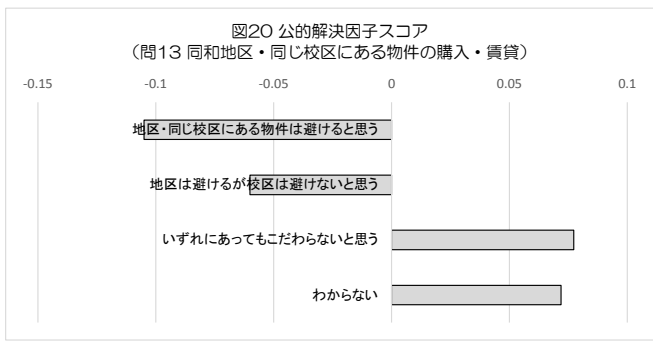
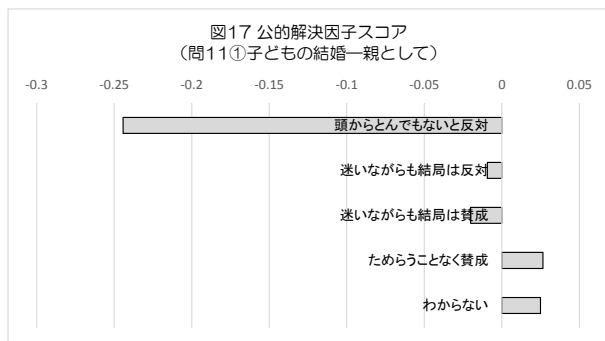
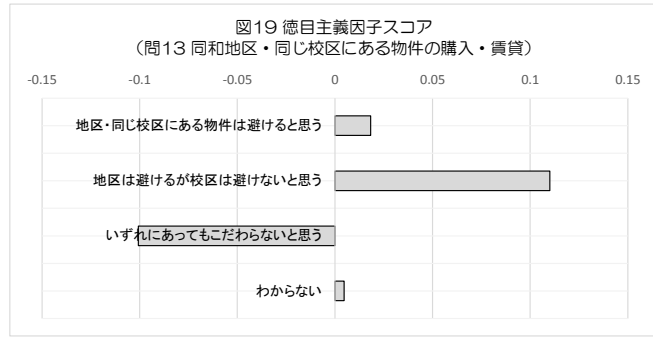
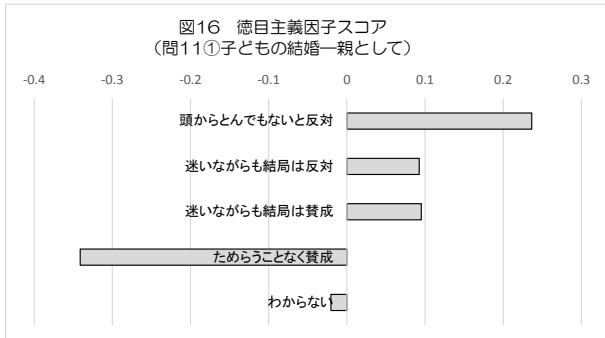
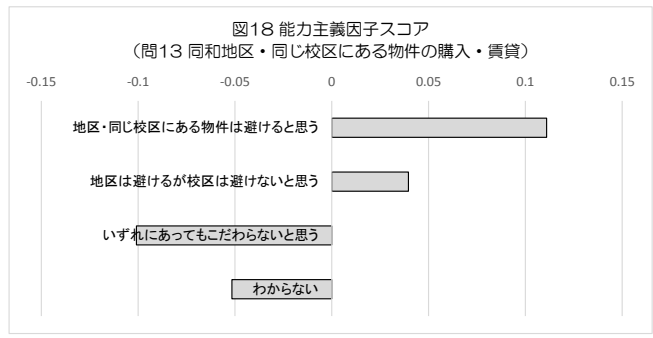
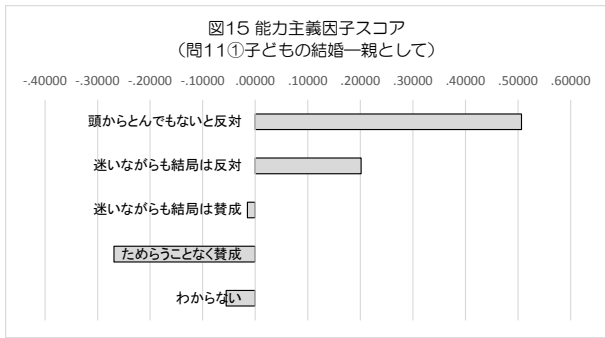
表 15 回転後の因子行列

	因子		
	1	2	3
社会的弱者優遇は一般人の頑張りが認められず問題	.600	.096	.211
介護や介助を受ける者が自己主張するのはよくない	.584	.210	.038
差別する人だけでなく、される人にも問題がある	.515	.177	.022
競争社会、能力による差が生じるのは仕方ない	.366	.169	-.057
学校では権利より義務を果たすことを教えるべき	.237	.663	.027
個人の権利より地域みんなの利益が優先	.156	.469	.137
権利ばかり主張し、我慢できない人が増えている	.310	.324	-.013
差別をなくすには差別を禁止する法律が必要	.007	.055	.646
人権問題を解決する責任はまず行政にある	.057	.052	.548

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法 4 回の反復で回転が収束

これら 3 つの志向性と、差別意識との関係を検討したいと考え、結婚・住宅（土地）に対する設問（問 11①、問 13）において、それぞれの回答肢を選んだグループの別に、回答者の因子得点の平均点を示した。因子得点とは、その因子に対する回答者の相対的位置を表すもので、その人が全体の中で、特定の志向性をどの程度強く持っているのかを示している。中央の 0 にあたるところが全体の平均値、棒が右に伸びていれば、その因子に対する志向性が平均よりは強く、左に伸びていれば弱いということになる。

- ・能力主義志向・・・結婚・住宅（土地）とも、差別的な回答をする者が、能力主義志向性が強い。
- ・徳目主義志向・・・結婚では、差別的な回答をする者は、徳目主義志向性が強い。住宅（土地）では、「いずれにあってもこだわらない」者が、反・徳目志向である。
- ・公的解決志向・・・結婚では「頭から反対」、住宅（土地）では、同和地区・同じ校区の両方、またはいずれかを「避ける」と答えた者が、反・公的解決志向である。
- ・以上から、差別的な回答を選択した者は「能力主義」や「徳目主義」志向性を強く持つ一方、「公的解決」に対して消極的であることがわかる。なお、差別的な回答を選択する者のほうが、徳目主義的だという結果は、興味深い。徳目に訴えることが、差別解消には結びつかない、ということにもなる。



おわりに

「同和問題の認知経路」(問 8) を聞いた設問では、「知らない」と「無回答」を合わせた割合は、全体では 8.6% であるから、9 割以上の人と同和問題を知っている。但し、「学校で教わった」を選択する割合が前回よりやや低くなったのは気になる結果である。

とはいえ、そのことを法期限後に「学校が同和問題を教えなくなった」と単純に結論づけることはできない。年代別にみると、少数ながら、「20 歳未満」では「学校で教わった」が 5 割弱と再び高くなる傾向がみられるからである。

一方、「身近な人の中に同和問題で暮らしにくさを感じている人はいるか」という問い(問 3) に対しては、「いない」と回答した者が 9 割、圧倒的多数となった。出身者との出会い、差別の実態から学ぶ経験が減じているのではないかと危惧される。リアリティが薄らぎ、部落問題を知識として学習することにとどまっていなかったか、気になることである。

ところで、結婚差別や土地差別が「あると思うか」という質問に対しても、「同和地区出身者との結婚」や「同和地区・同じ校区にある物件」に対する意識を問う質問に対しても、「わからない」と答える回答者の割合が、経年変化の中で増え続けている(問 9・問 11①・問 13)。「わからない」が増えている背景には、教育・啓発との接触度合いの低下があるかもしれないが、経年比較ができる質問がないため、断定はできない。

また、「わからない」が増えている背景には、先に述べたような、同和問題に対するリアリティの弱まりが影響を与えているのではないかと考えさせられる。同和地区出身者との具体的な出会いがなく、差別の実態がわからず、部落差別に対するリアリティが薄らぐ中で、どう向き合えばよいのか「わからない」のではないだろうか。

なお、「差別的な言動や落書きを見聞きした経験」(問 15) についても、8 割弱が「ない」と回答している。差別的な言動や落書きを身の回りで見聞きしていない、ということは、評価すべきことでもあるが、一方で、「差別が見えなくなっているのではないかと」も考えられる。マイノリティに対する差別は、「差別的な言動や落書き」など、はっきりと目に見えるものばかりではない。マイノリティであるがゆえに差別・排除を受けるかもしれないと、日常生活の中で不安を感じていることもまた、差別である。子どもの同和地区出身者との結婚に対して「賛成する」と答えた者が 4 割弱(半数にも満たない!) という社会が、マイノリティが不安を感じずに生きることができる社会だと、とうてい言うことはできない。

33 年間の「特別法」の下で、同和地区の生活環境等は大きく改善し、「目に見える」差別の実態は大きく改善した。だが、そのことは「差別のない」社会が実現したことと同義ではない。「差別のみえない・みえにくい」社会に向き合うことが、これからの教育啓発の課題である。

ところで、「差別がある」という認識を持っていることと、「差別意識がある」ことは、同じではない。例えば、「結婚差別がある」と認識する人のほうが、「結婚差別がない」と思っている人より、差別意識が強い。「結婚差別がある」と認識している人の中で、子どもの同和地区出身者との結婚に「反対」するのは 30.5% だが、「差別がない」と認識している人の中で、子どもの結婚に「反対」するのは 12.5% にとどまるからである。(問 9・問 11)

しかし、「結婚差別がある」と認識している人の中で、結婚に「賛成」する人(37.6%) は、「反対」する人(30.5%) を上回る。また、「結婚差別がある」と認識しながら、結婚に「賛成」する者は、教育・啓発に関わるいくつかの項目に対する接触度が、結婚に「反対」する者より高かった(問 44)。教育・啓発による働きかけは重要である。

一方、同和地区や同じ校区にある「住宅(土地)」に対する忌避意識には、結婚差別とは異なる論理も働いているようである。というのも、「土地差別がある」と答えた者も、「ない」と答えた者も、同和地区や同じ校区の物件を「避ける」と答えた割合が、それぞれ 5 割前後になり、「いずれにあってもこだわらない」者の割合を大きく上回っていたからである。差別があるかどうかの認識には関係なく、同和地区・同じ校区の土地を忌避する意識は強い。

なぜ、同和地区や同じ校区を避けるのか、その理由を尋ねたところ（問 14）、選択肢に示された回答以外に、自由回答欄に「資産価値」や「(学校の) 教育面」で不利になることを理由にあげた回答がまとまっていた。このことは、差別や排除がネオリベラルな社会の中で、市場主義や競争主義、能力主義の論理によっても引き起こされているという例証ではないか。

部落差別もまた、社会意識の変化の影響を受ける。法期限後の「みえない（みえにくい）差別」に取り組むとともに、差別・排除の論理を強化しているかもしれない「能力主義」などの課題にどう向き合うか、引き続き検討課題である。

ⁱ 「そう思う」～「そう思わない」を 4～1 点とし、欠損値は除外した。また、分析のプロセスで、共通性の値が 0 に近い 2 項目を除去（1. 人権問題とは、差別を受けている人の問題…、2. 思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決…）し、最終的には 9 項目で因子分析を行った。「7. 権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」が 2 因子に反応しているが、あえて残すこととした。KMO 標本妥当性の測度 .736 (有意確率.000)